

「広報誌 編集・校正・制作業務委託」公募型プロポーザルに係る質疑回答一覧

(事前説明会会場で保留した質問・説明会以降寄せられた質問)

No	質問	回答
1	募集要領「6. 応募書類」について NO.5 企画提案書の様式は任意とあるが、A4版横でも良いか。	用紙の縦横は指定いたしませんので、自由にご提案ください
2	募集要領「6. 応募書類」について 企画提案書の枚数は両面10枚以内とあるが、表紙は枚数に含めるか。また表紙は必須か。必須の場合、表紙に社名を掲載しても良いか。	表紙は枚数に含みませんが、あくまで表紙としての役割のページとしてください（表紙や目次とし、企画提案内容を記載しないでください）。最大枚数は表紙1枚+企画提案書10枚としてください。なお、表紙の添付は任意です。社名は記載していただいて問題ありません。
3	仕様書「8. 作業場所」について 「豊中市役所からおおむね1時間以内で到達できる場所」はどの程度まで認められるか。作業場所のうち、印刷製本を行う工場のみ移動時間が1時間30分程度かかるが、プロポーザル審査に参加可能か。	交通状況に関わらず1時間30分程度が見込まれる場合は、仕様書の記載内容を満たしていないため、ご応募に当たっては、仕様書の記載内容を満たす印刷製本作業を行う場所を別途ご用意ください。
4	仕様書「6. 編集・校正体制」について 市からの依頼で取材・撮影を受託者が行うのは、1年当たり何回程度を予定しているか。	平均して各2～3回程度/月を見込んでいます。
5	提案課題「6. サンプル誌」について 参考とする広報誌は、全事業者同じ号を参考に作成した方がよいのではないかと。可能であればaiデータを提供してもらえないか。	令和3年5月号（Vol.853）を指定号といたします。 現在の制作事業者さんではAdobe InDesignを使っておられるため、aiデータのご提供はできません。コピー可能なPDF形式でホームページに掲載いたしますので、そちらをご利用ください。
6	提案課題「6. サンプル誌」について 裏表紙に掲載するための新たなコンテンツを提案しても良いか。	新たにご提案いただいて問題ありません。ただし、市政に関する告知・広告を行うことができるコンテンツとしてください。
7	企画提案書で「提案課題」1.～5.の他に補足説明をしたいが、規定枚数内で追加項目を立て、企画提案書を作成しても良いか。	規定枚数内であれば項目を追加してご提案いただいて問題ありませんが、採点の対象にはなりませんので、ご了承ください。

「広報誌 編集・校正・制作業務委託」公募型プロポーザルに係る質疑回答一覧

(事前説明会会場で保留した質問・説明会以降寄せられた質問)

No	質問	回答
8	企画提案書で、提案課題「2. キャッチコピー」と「6. サンプル誌（表紙デザイン）」を、規定枚数内で複数案（2～3案程度）提出することは可能か。	提案課題「2. キャッチコピー」と「6. サンプル誌表紙デザイン」の2項目については、3案までご提案いただいて問題ありません。ただし、サンプル誌は案ごとに指定の冊数を作成・提出してください。なお、その他の部分の複数案のご提案は、募集要領に定める失格要件に該当しますので、ご注意ください。
9	現在の広報誌は「お知らせコーナー」が30頁ほどあるが、企画提案書の「サンプル誌」の規定では8頁となっている。30頁の分量を8頁に収めるということか。	お知らせカテゴリや、読者が情報を探しやすい誌面構成の工夫をご提案いただくために作成いただくものですので、ご提案内容のポイントとなる内容を8頁でお示しください。現在の掲載内容全てを収めていただく必要はありません。
10	実制作を進行する際、文字原稿のやり取り、デザイン校正のやり取りは広報戦略課と、受託者とのやり取りのみで完結するという認識で良いか。他の部署、団体との原稿のやり取りが必要か。	制作に当たり制作事業者と原稿や校正のやり取りを行うのは、広報戦略課のみです。他の部署、団体への取材などを行っていただく場合も、必ず広報戦略課職員が同行します。
11	現在、広報誌制作に当たり制作事業者が手入力で文字入力を行うのは全体の何割程度か。	お知らせコーナーについて、現在の制作体制では全体の5%程度を制作事業者にて手入力していただいています。内容としては、表組の部分やイレギュラーなタイミングでの追加原稿などです。 その他のコーナーについては、取材の有無・校正量などにより変動が大きいため、数字をお示しすることはできません。
12	お知らせコーナーの広告枠の確保は引き続き必要か。必要な場合、誌面の下段ではなく、左右にレイアウトするなどの変更をしても良いか。	広告枠の確保は引き続き必要です。レイアウトにつきましては、自由にご提案いただいて問題ありません。ただし、広告欄であることが明確に分かるデザインとしてください。
13	ハード（印刷・製本・納品）の契約は、今後どのような形で契約するのか（入札もしくは他の選定方法）。	印刷・製本・納品の契約は、現在の制作業務の受託事業者と随意契約しており、本業務委託においても同様の形態を考えています。